第3号議案 定款中一部変更の件

1.変更の趣旨

監査体制の一層の充実を図るとともに、監査役が法令に定める員数を欠くに至る場合に備えるため、監査役の員数を4名以内から5名以内に変更するものであります。

コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、役員中 2 名以上 4 名以内は総代の中から 選任する旨の定款規定を削除するものであります。

上記変更に伴い、条数の繰り上げを行うなど、所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

現行定款中、一部を次のとおり変更するものであります。

定款变更案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第7条(基金の償却の方法) 1. <条文省略 > 2. <条文省略 > 3.前各項に定める方法によるほか、総代会の決議により第41条の剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。	会の決議により第 39 条の剰余金処分 において、基金償却積立金を積み立
第26条(取締役および監査役の員数) 当会社に次の役員を置く。 取締役 15 名以内 監査役 4 名以内	第26条(取締役および監査役の員数) 当会社に次の役員を置く。 取締役 15 名以内 監査役 <u>5</u> 名以内
第28条(総代からの役員の選任) 1.役員中4名以内は、総代の中から選任するものとする。 2.総代の中から選任された役員は、その就任後も総代を兼ねるものとする。	<u><削除></u>
第29条 〈条文省略〉	第 <u>28</u> 条 〈現行どおり〉

現行定款	変 更 案
第30条(取締役および監査役の補欠選任) 取締役または監査役に欠員が生じて も、法定の員数を欠かないときは、そ の補欠選任を行わないことができる。 ただし、総代の中から選任された役員 が2名未満となったときは、定時総代 会において選任を行って2名以上にし なければならない。	<u><削除></u>
第31条	第 <u>29</u> 条 → 〈現行どおり〉 第 <u>42</u> 条